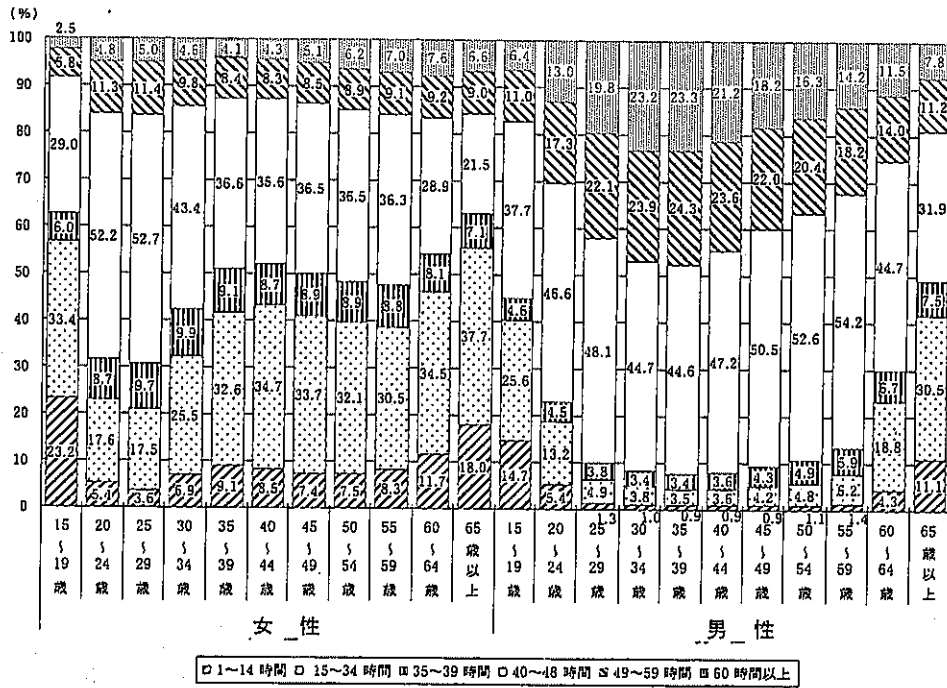


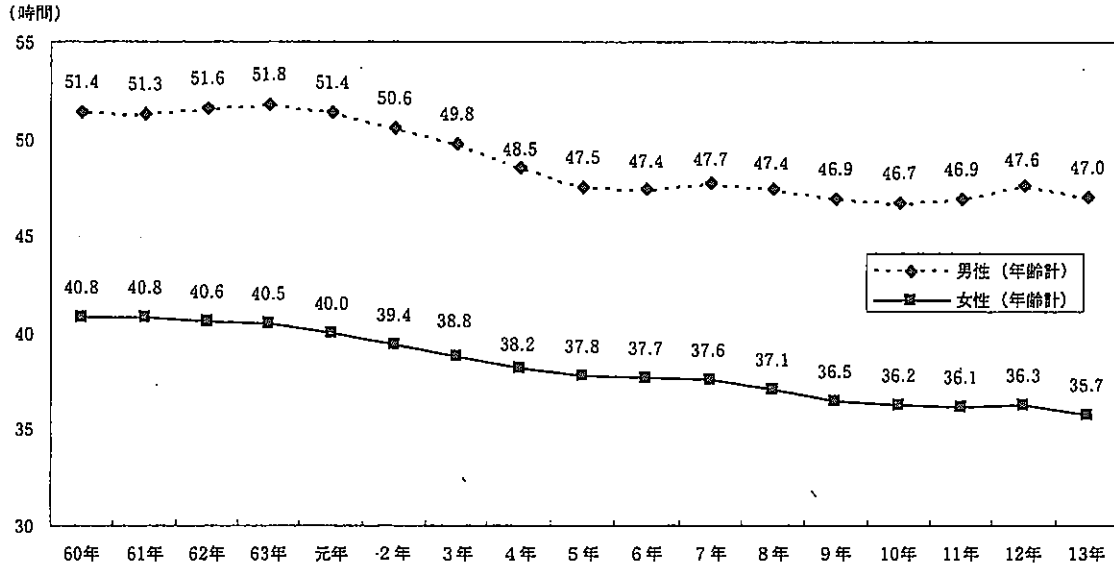
子育て期の30歳代の就業時間は最も長く、2割以上の男性が週に60時間以上の長時間就業

年齢階級別1週間の就業時間



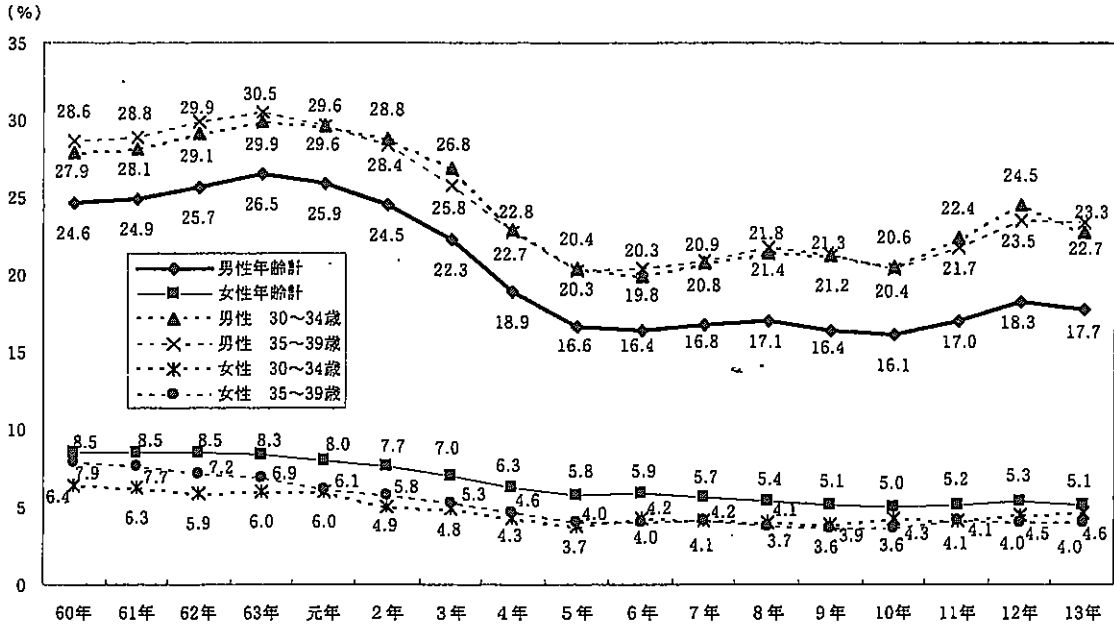
資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成12年)

平均週間就業時間の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

週間就業時間60時間以上の割合の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

事業所規模別、勤務時間短縮等の措置の最長利用期間別事業所割合

(%)

	勤務時間 短縮等の 措置なし	勤務時間 短縮等の 措置あり	制度を利用することができる子の年齢の上限（制度の最長利用期間）								無回答
			1歳未満	1歳～ 1歳6か月 未満	1歳6か月 ～ 2歳未満	2歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校 就学始期	小学校 入学～ 卒業	小学校 卒業以降 も利用可	無回答	
総計	59.2	40.6	18.8	1.9	0.4	1.7	4.5	0.2	2.3	10.8	0.2
【事業所の規模】											
500人以上	12.2	87.8	21.3	1.9	1.0	9.1	17.3	2.5	5.8	28.9	—
100～499人	28.8	71.2	28.4	1.4	1.7	4.6	11.2	1.3	0.9	21.6	0.0
30～99人	43.4	56.6	28.3	1.1	0.6	1.9	6.5	0.4	1.1	16.8	0.0
5～29人	62.5	37.3	17.1	2.1	0.4	1.6	3.9	0.1	2.5	9.5	0.3
（再掲）30人以上	40.3	59.6	28.2	1.1	0.8	2.5	7.5	0.6	1.1	17.8	0.0

事業所総数＝100.0%

（資料出所）平成11年度女性雇用管理基本調査（平成12年、労働省）

○ 看護休暇制度の普及率

	(%)				
	総計	看護休暇制度あり			看護休暇制度なし
		小計	就業規則	慣行	小計
【総計】	100.0 [100.0]	8.0 [7.6] (100.0) [100.0]	(75.9) [18.4]	(24.1) [81.0]	92.0 [92.4]
【産業】					
D鉱業	100.0	11.2 (100.0)	(56.4)	(43.6)	88.8
E建設業	100.0	5.6 (100.0)	(38.2)	(61.8)	94.4
F製造業	100.0	6.4 (100.0)	(60.1)	(39.9)	93.6
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	35.3 (100.0)	(97.7)	(2.3)	64.7
H運輸・通信業	100.0	7.3 (100.0)	(82.5)	(17.5)	92.7
I卸売・小売業・飲食店	100.0	9.4 (100.0)	(89.1)	(10.9)	90.6
J金融・保険業	100.0	15.9 (100.0)	(80.9)	(19.1)	84.1
K不動産業	100.0	5.5 (100.0)	(38.1)	(61.9)	94.5
Lサービス業	100.0	7.0 (100.0)	(73.1)	(26.9)	92.8
【事業所規模】					
500人以上	100.0	20.1 (100.0)	(89.3)	(10.7)	79.9
100～499人	100.0	13.1 (100.0)	(81.4)	(18.6)	86.9
30～99人	100.0	10.7 (100.0)	(77.0)	(23.0)	89.3
5～29人	100.0	7.4 (100.0)	(75.3)	(24.7)	92.6
(再掲)30人以上	100.0 [100.0]	11.2 [8.2] (100.0) [100.0]	(78.2) [48.9]	(21.8) [50.7]	88.8 [91.8]

事業所総数=100.0%

資料：労働省「女性雇用管理基本調査」（平成11年度）

ワークシェアリングに関する政労使合意

現在、我が国では、少子高齢化、経済・産業構造の変化などが急速に進展する中で、これまでの働き方やライフスタイルの見直しを行うことが必要とされている。他方、今後、不良債権処理の進展など構造改革が進む中で、雇用情勢が更に悪化する可能性も否定できないことから、失業の防止などにより痛みを最小限に抑え、国民の雇用不安を解消することが必要となっている。

このような中で、昨年10月、日本経営者団体連盟と日本労働組合総連合会が「雇用に関する社会合意推進宣言」を行ったことを踏まえ、政労使の三者でワークシェアリングに対する基本的な考え方についての合意形成を図るため、昨年12月以来、「政労使ワークシェアリング検討会議」を開催し、精力的な検討を行ってきた。

ワークシェアリングと呼ばれるものには様々な形があるが、この会議では、我が国の経済社会の現状に鑑み、政労使の関心も高く、かつ、速やかに取り組む必要があると考えられるワークシェアリングについて検討を行った。

今般、政府、日本経営者団体連盟及び日本労働組合総連合会は、「ワークシェアリングについての基本的な考え方」について合意した（別紙）。今後、三者は、これらを労使関係者に広く周知するとともに、ワークシェアリングの実施のための環境整備の具体化に向けて、更に検討を深めていくこととしたい。

平成14年3月29日

厚生労働大臣 坂口 力

日本経営者団体連盟会長 奥田 碩

日本労働組合総連合会会長 笹森 清

[ワークシェアリングの取り組みに関する5原則]

1. ワークシェアリングとは、雇用の維持・創出を目的として労働時間の短縮を行うものである。我が国の現状においては、多様就業型ワークシェアリングの環境整備に早期に取り組むことが適当であり、また、現下の厳しい雇用情勢に対応した当面の措置として緊急対応型ワークシェアリングに緊急に取り組むことが選択肢の一つである。
2. ワークシェアリングについては、個々の企業において実施する場合は、労使の自主的な判断と合意により行われるべきものであり、労使は、生産性の維持・向上に努めつつ、具体的な実施方法等について十分協議を尽くすことが必要である。
3. 政府、日本経営者団体連盟及び日本労働組合総連合会は、多様就業型ワークシェアリングの推進が働き方やライフスタイルの見直しにつながる重要な契機となるとの認識の下、そのための環境づくりに積極的に取り組んでいくものとする。
4. 多様就業型ワークシェアリングの推進に際しては、労使は、働き方に見合った公正な処遇、賃金・人事制度の検討・見直し等多様な働き方の環境整備に努める。
5. 緊急対応型ワークシェアリングの実施に際しては、経営者は、雇用の維持に努め、労働者は、所定労働時間の短縮とそれに伴う収入の取り扱いについて柔軟に対応するよう努める。

職業家庭両立推進者について

1 趣旨

事業主が育児介護休業法の規定に基づき講ずべき措置を円滑に実施するとともに、職場における固定的な性別役割分担意識の解消や職場優先の企業風土の是正を図るためには、各企業において仕事と家庭の両立のための取組に係る実施体制を明確化することが必要である。このため、事業主に、「職業家庭両立推進者」を選任する努力義務が課されている。

2 業務

- ① 育児休業等に関する就業規則等の作成、周知等
- ② 配置その他の雇用管理、育児休業等をしている労働者の職業能力の開発等に関する措置の企画立案、周知等の運用
- ③ 勤務時間の短縮等の措置の企画立案、周知等の運用
- ④ 子の看護のための休暇制度の企画立案、周知等の運用
- ⑤ 就業の場所の変更を伴う配置の変更をしようとする際の労働者に対する各種配慮の実施
- ⑥ 再雇用特別措置の企画立案、周知等の運用

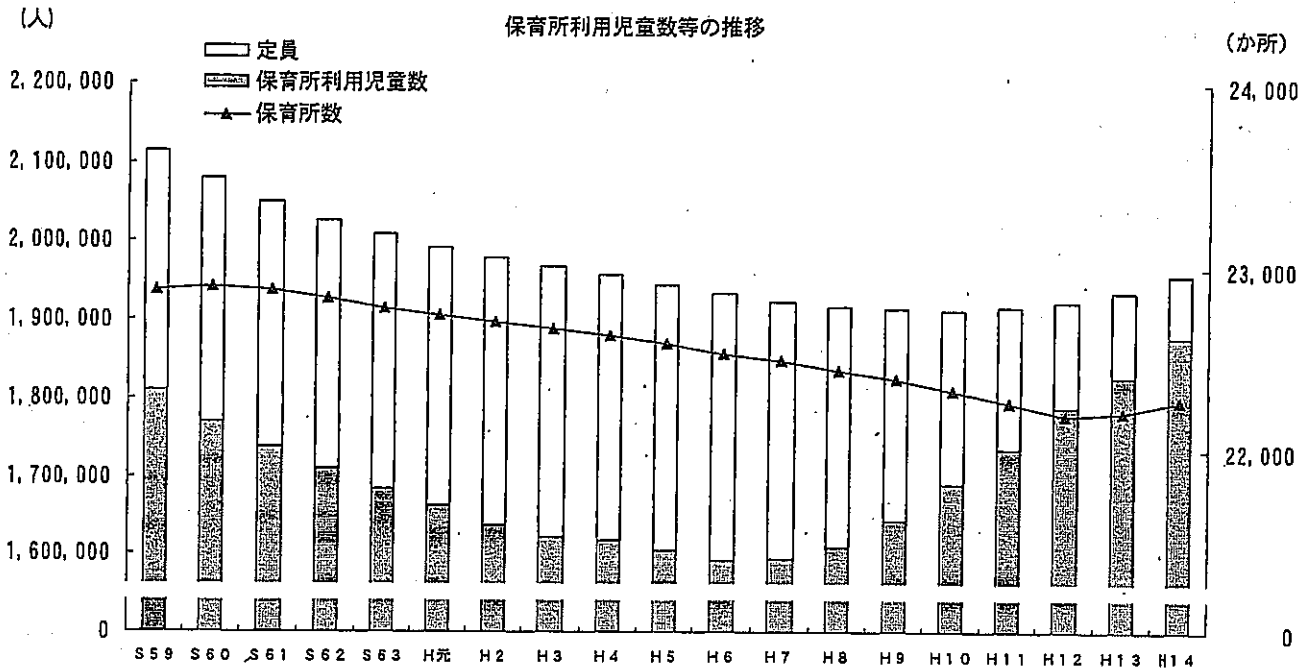
3 選任基準

上記2の業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のなかから選任する。

具体的には、本社人事労務担当部課長以上の者等、上記の業務を自己の判断に基づき責任をもって行える地位にある者を、1企業につき1人选任する。

保育所の状況（平成14年4月1日）等について

1. 保育所利用児童数等の状況



[表1] 保育所の定員・利用児童数等の状況（（ ）内は対前年比増減）

	保育所数:か所	定員:人	利用児童数:人	定員充足率:%
平成13年	22,214(+19)	1,936,881(+13,724)	1,828,227(+39,802)	94.4(+1.4)
平成14年	22,272(+58)	1,957,626(+20,745)	1,879,349(+51,122)	96.0(+1.6)
うち公営	12,437(-152)	1,080,958(-5,494)	968,190(+13,407)	89.6(+1.7)
うち民営	9,835(+210)	876,668(+26,239)	911,159(+37,715)	103.9(+1.2)

〈保育所施設数〉

保育所の施設数は、2万2,272か所で、前年から58か所（0.3%）の増。
公営・民営別内訳では、対前年で公営が152か所の減の一方、民営は210か所の増。

〈保育所定員〉

保育所の定員は、195万7,626人で、前年から2万0,745人分（1.1%）の増。
平成10年を底に4年連続の増。
公営・民営別内訳では、対前年で公営が5,494人の減の一方、民営は2万6,239人の増。

〈保育所利用児童数〉

保育所利用児童数は、187万9,349人で、前年から5万1,122人（2.8%）の増。
平成6年を底に8年連続の増。
公営・民営別内訳では、対前年で公営が1万3,407人の増、民営が3万7,715人の増。

〈定員充足率〉

定員充足率（利用児童数÷定員数）は96.0%で、1.6ポイントの増。
平成6年を底に8年連続の増。
平成6年との対比では13.7ポイントの増。
公営・民営では、公営89.6%に対し、民営は103.9%と14.3ポイント高い。

[表2] 年齢区分別の保育所利用児童の割合（（ ）内は対前年比増減）

	14年保育所利用児童の割合	13年保育所利用児童の割合
低年齢児(0～2歳)	16.3%(+0.7)	15.6%
うち0歳児	6.0%(+0.1)	5.9%
うち1・2歳児	21.5%(+1.0)	20.5%
3歳以上児	36.3%(+0.6)	35.7%
全年齢児計	26.5%(+0.8)	25.7%

(保育所利用児童の割合：当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数)

〈保育所利用児童割合〉

就学前児童の保育所利用児童割合（保育所利用児童数÷就学前の全児童数）は、26.5%。前年の25.7%に比べ0.8ポイント高くなっている。

2. 保育所待機児童数の状況

保育所待機児童数

	14年4月1日(A)	13年4月1日(B)	差引(A-B)
待機児童数	25,447人	21,201人	4,246人

平成14年度より待機児童ゼロ作戦スタート。

※ 保育所等において平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受入児童数の増大を図る。

[表3] 年齢区分別の待機児童数

	14年利用児童数(%)	14年待機児童数(%)
低年齢児(0～2歳)	572,863人(30.5%)	16,792人(66.0%)
うち0歳児	71,146(3.8%)	2,915(11.5%)
うち1・2歳児	501,717(26.7%)	13,877(54.5%)
3歳以上児	1,306,486(69.5%)	8,655(34.0%)
全年齢児計	1,879,349(100.0%)	25,447(100.0%)

〈年齢区分別待機児童数〉

年齢区分では、特に1・2歳児の待機児童数が多い。

低年齢児の待機児童数は全体の66.0%を占める。

[表4] 待機児童数の多い市区町村数

	市区町村
待機児童数100人以上	63市区

〈待機児童のいる市区町村数〉

待機児童数の多い100人以上の市区町村は63市区。うち500人以上は8市。

待機児童が1人以上いる市区町村数は454(全市区町村の14.0%)、前年369より85の増。

[表5] 都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数 (%)	待機児童数 (%)
5都府県・指定都市・中核市	789,236人 (42.0%)	19,709人 (77.5%)
その他の道府県	1,090,113 (58.0%)	5,738 (22.5%)
全 国 計	1,879,349 (100.0%)	25,447 (100.0%)

〈都市部の待機児童の状況〉

都市部の待機児童として、首都圏（埼玉・東京・神奈川）、近畿圏（大阪・兵庫）の5都府県（政令指定都市・中核市含む）及びその他の政令指定都市・中核市の合計を見ると1万9,709人となり、全待機児童の77.5%を占める。

（データ出典）

保育所施設数
 保育所定員
 保育所利用児童数

} 福祉行政報告例（厚生労働省統計情報部（13年以前分・年報、14年分・月報（概数）））

待機児童数：保育所入所待機児童数調査（厚生労働省保育課調べ）

就学前児童数：人口推計月報（総務省統計局（各年10月1日現在））

認可外保育施設の状況

区 分	施 設 数	児 童 数
認可外保育施設数	6,111か所	169,118人
ベビーホテル	1,184か所	26,442人
そ の 他	4,927か所	142,676人

(注)1 平成14年3月31日現在、各都道府県等で把握している数を厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課がまとめたものである。

2 ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、「乳幼児の保育施設であつて、夜間保育、宿泊を伴う保育、又は時間単位での一時預かりのいずれかを行っているもの」をいう。

3 上記、認可外保育施設には、事業所内保育施設及び市町村が設置しているへき地保育所は含まれていない。

(参考)

	施 設 数	児 童 数
事業所内保育施設	3,534か所	51,904人